



島根県報

平成25年9月27日（金）

号外 第 146 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県環境影響評価技術指針の一部改正

（環 境 政 策 課） 2

告 示**島根県告示第655号**

島根県環境影響評価技術指針（平成11年島根県告示第856号）の一部を次のように改正する。

平成25年 9 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

目次中「第2章 環境影響評価の項目等の選定に関する指針（第3条—第11条）」を
「第2章 計画段階配慮事項等の
第3章 環境影響評価の項目等

選定に関する指針（第2条の2—第2条の10）に、「第3章」を「第4章」に、「第4章」を「第5章」に、「第5
の選定に関する指針（第3条—第11条）」
章」を「第6章」に改める。

第2条中「平成11年島根県規則第98号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第18条第2項中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項において準用する第2条の4第1項第2号」に改め、同条第
4項中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第7号」に改め、同項後段中「この場合において」の次に「、事業者
は」を加え、「ものとする」を「ものとするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努め
るものとする」に改める。

第19条第2項中「第4条第3項第2号」を「第4条第1項において読み替えて準用する第2条の4第2項第1号」に改
め、同条第5項中「第5条第8項」を「第5条第4項において読み替えて準用する第2条の5第5項」に、「第11条第3
項」を「第11条第2項及び第4項」に改め、同条第6項第2号中「第8条第5項」を「第8条第2項において読み替えて
準用する第2条の7第4項」に、「第9条第4項及び第6項」を「第9条第2項において読み替えて準用する第2条の8
第3項及び第4項」に、「第8条第6項」を「第8条第4項」に、「第9条第5項」を「第9条第4項」に改める。

第5章を第6章とする。

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第16条に次の1項を加える。

4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要
に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うように留意するものとする。

第4章を第5章とする。

第15条第2項中「ものとする」を「ものとするとともに、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項につい
ての環境影響の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのよ
うに環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする」に改
める。

第3章を第4章とする。

第4条の見出しを「（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）」に改め、同条第1項を次のよ
うに改める。

第2条の4の規定は、条例第11条の規定による対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測
及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、第2条の4中「対象事業を実施しようとする者」とある
のは「事業者」と、同条第1項中「、当該検討を」とあるのは「、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した
上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「この条から第2条の10まで」とあるのは「こ
この条から第16条まで」と、「事業実施想定区域」とあるのは「対象事業実施区域」と、同条第2項中「前項第2号」と
あるのは「第4条第1項において読み替えて準用する前項第2号」と、同項第1号中「整理すること」とあるのは「整

理するとともに、必要に応じ、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下この条及び第5条から第16条までにおいて「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること」と読み替えるものとする。

第4条第2項中「前項第1号」を「前項において読み替えて準用する第2条の4第1項第1号」に改め、同条第3項を削る。

第5条第1項中「環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）」を「影響要因」に、「環境の構成要素（以下「環境要素」という。）」を「環境要素」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第2条の5第3項の規定は前項の規定による検討について、同条第4項及び第5項の規定は第1項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第4項及び第5項中「対象事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「は、第1項」とあるのは「は、第5条第1項」と、同条第5項中「第1項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「第5条第5項に規定する選定項目」と読み替えるものとする。

第5条中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とし、第8項を削る。

第6条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定）」に改め、同条第1号中「前条第4項第1号」を「前条第4項において準用する第2条の5第3項第1号」に改め、同条第2号中「前条第4項第2号ア及びイ」を「前条第4項において準用する第2条の5第3項第2号ア及びイ」に改め、同条第3号中「前条第4項第2号ウ」を「前条第4項において準用する第2条の5第3項第2号ウ」に改め、同条第4号中「前条第4項第3号ア」を「前条第4項において準用する第2条の5第3項第3号ア」に改め、同条第5号中「前条第4項第3号イ」を「前条第4項において準用する第2条の5第3項第3号イ」に改め、同条第6号中「前条第4項第4号」を「前条第4項において準用する第2条の5第3項第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

第7条第1項中「当たっては」の次に「、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに」を、「勘案して」の次に「最適な手法を」を加え、同条第2項中「内容と」の次に「第4条第1項において読み替えて準用する第2条の4及び第4条第2項の規定により把握した」を加える。

第8条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査の手法）」に改め、同条第1項第3号中「以下」の次に「この条から第16条までにおいて」を加え、同項第4号及び第5号中「別表第2」を「第2項において読み替えて準用する第2条の7第4項及び別表第2」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第2条の7第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第8条第1項第2号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第3項及び第4項中「対象事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第8条第1項」と、同条第3項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第4項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定のための根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

第8条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とする。

第9条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る予測の手法）」に改め、同条第1項第2号中「第4項」を「第2項において読み替えて準用する第2条の8第3項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第2条の8第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「第9条第1項第1号」と、同条第3項及び第4項中「対象事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第9条第1項」と、同条第3項中「その他の」とあるのは「、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第

4 項中「するものとする」とあるのは「するものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と読み替えるものとする。

第9条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を削る。

第10条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る評価の手法）」に改める。

第11条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項）」に改め、同条第2項中「ものとする」を「ものとするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする」に改める。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 計画段階配慮事項等の選定に関する指針

（計画段階配慮事項に係る検討）

第2条の2 対象事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第2条の10までに定めるところによる。

（位置等に関する複数案の設定）

第2条の3 対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、対象事業を実施しようとする区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 対象事業を実施しようとする者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業を実施しようとする区域の位置又は対象事業の規模に関する複数案を設定するよう努めるものとする。この場合において、対象事業を実施しようとする者は、対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

3 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業に代わる事業の実施により対象事業の目的が達成される場合その他対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合は、その理由を明らかにするものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

第2条の4 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす対象事業の内容（以下この条から第2条の10までにおいて「事業特性」という。）並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第2条の10までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 条例第4条の2の規則で定める事項
- ウ 対象事業の工事計画の概要
- エ その他の対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

- ア 自然的状況
 - (7) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）
 - (4) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を

含む。)

- (ウ) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (エ) 地形及び地質の状況
- (オ) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (カ) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

イ 社会的状況

- (ア) 人口及び産業の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (エ) 交通の状況
- (オ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (カ) 下水道の整備の状況
- (キ) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- (ク) その他の事項

2 対象事業を実施しようとする者は、前項第2号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、対象事業を実施しようとする者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。
- (2) 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

(計画段階配慮事項の選定)

第2条の5 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。

2 対象事業を実施しようとする者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。この場合において、対象事業を実施しようとする者は、工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目し、必要に応じ選定するものとする。

- (1) 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として行う事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む。）
- (2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれているもの
- (3) 対象事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合にあつては、当該撤去又は廃棄

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 大気環境

- (ア) 大気質
- (イ) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

- (㉞) 振動
- (㉟) 悪臭
- (㊱) (㉞)から(㉟)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

イ 水環境

- (㉞) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）
- (㊱) 水底の底質
- (㊲) 地下水の水質及び水位
- (㊳) (㉞)から(㊲)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ウ 土壌に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。以下同じ。）

- (㉞) 地形及び地質
- (㊱) 地盤
- (㊲) 土壌
- (㊳) その他の環境要素

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

- ア 動物
- イ 植物
- ウ 生態系

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

- ア 景観
- イ 人と自然との触れ合いの活動の場

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

- ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）
- イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、対象事業を実施しようとする者は、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、第1項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）として選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

第2条の6 対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、対象事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第2条の10までに定めるところにより選定するものとする。

- (1) 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
- (2) 前条第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状

況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

- (3) 前条第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であつて、まとめて存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

ア 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集、自然海岸等であつて人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難であるぜい弱な自然環境

イ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であつて、減少又は劣化しつつあるもの

ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

エ 都市において現に存在する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であつて地域を特徴づける重要な自然環境

- (4) 前条第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

- (5) 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

- (6) 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法）

第2条の7 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定するものとする。

- (1) 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

- (2) 調査の基本的な手法 国又は対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下この条から第2条の10までにおいて「関係地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

- (3) 調査の対象とする地域（次条において「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

- 2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

- 3 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

- 4 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情

報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、対象事業を実施しようとする者は、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第2条の8 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

(1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法

(2) 予測の対象とする地域(第3項において「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域

2 前項第1号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

3 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにするものとする。

4 対象事業を実施しようとする者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

第2条の9 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 第2条の3第1項の規定により位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較すること。

(2) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、対象事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されるよう工夫がなされているかを確認すること。

(3) 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

(4) 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。

ア 当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにするもの

イ 工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの

(5) 対象事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項)

第2条の10 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手

法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第2条の4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

2 対象事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

3 対象事業を実施しようとする者は、第2条の2から前条までの調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において各選定事項に係る環境影響に著しい差異が見られず、かつ、選定事項以外の環境要素で顕著な差異が見られた場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項並びにその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。

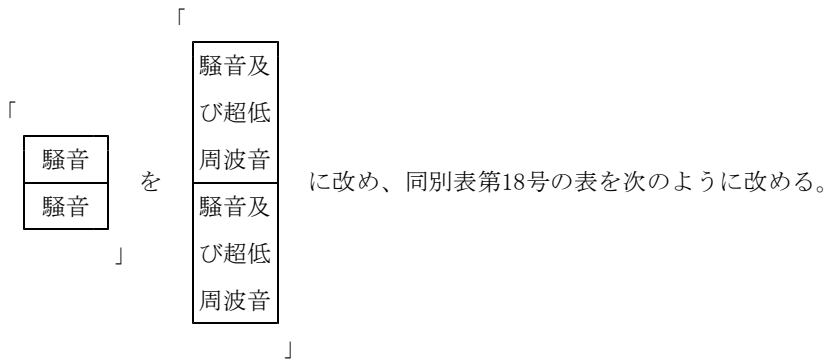
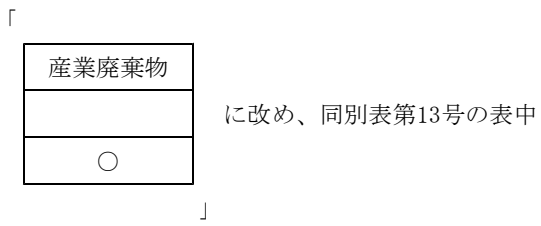
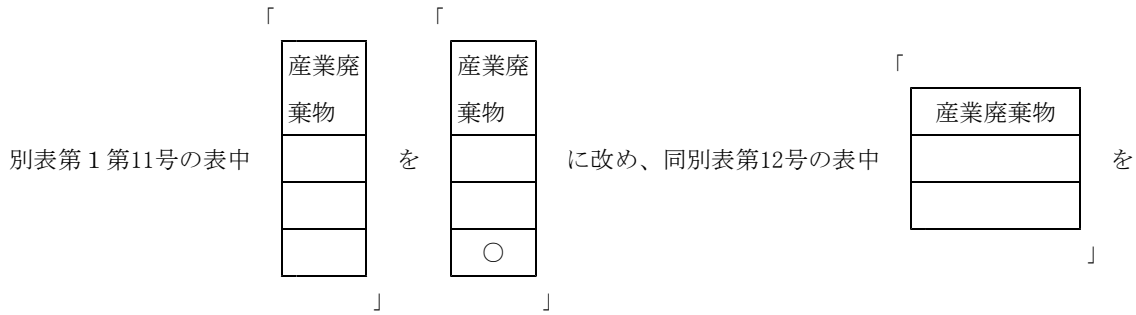
4 対象事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

別表第1第2号の表を次のように改める。

(2) 農道又は林道の 신설又は改築の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	
		水環境	土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等
影響要因の区分		水質	地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素
		土砂による水の濁り	重要な地形及び地質							
工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	○	○						○	
	工事中機械の稼働等			○						○
土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び農道又は林道の存在		○	○	○	○	○	○		
	自動車の走行									
備考										
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがある										

- ものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する農道又は林道の開設又は改良の事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - (1) 農道又は林道の構造が、地表式、堀割式又は嵩高式であること。
 - (2) 農道又は林道の構造の種類に応じた工事用機械を用いて工事を行うこと。
 - (3) 工事の完了後、当該事業の目的である農道又は林道の構造物が存在し、かつ、当該農道又は林道上を自動車が行くこと。
 - 3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 - 4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 - 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 - 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。



(18) 宅地の造成事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、	環境への負荷の量の程度により予測及び
---------	--	-----------------------------	--------------------------	--------------------

影響要因の区分	要素										査、予測及び評価されるべき環境要素			予測及び評価されるべき環境要素		評価されるべき環境要素	
	大気環境					水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等
	大気質			騒音	振動	水質		地形及び地質									
	窒素酸化物	硫酸酸化物	浮遊粒子状物質			粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働				○	○	○										
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				○	○	○										○
	雨水の排水							○									
	造成工事															○	
土地敷地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）								○	○	○	○		○		○	
	構造物の存在																
	工場等の稼働	○	○	○					○								○
備考																	
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する宅地の造成の事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。</p> <p>(2) 雨水等の排水を行うこと。</p> <p>(3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設</p>																	

		<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
--	--	---	---

別表第2第2号の表重要な地形及び地質の項中 「農道又は林道の存在」 を 「事業の立地及び農道又は林道の存在」 に改め、同表重要な種及び

注目すべき生息地の項中 「重要な種及び注目すべき生息地」 を 「重要な種及び注目すべき生息地」 と 「工事用機械の稼働等」「事業の立地及び農道又は林道の存在並びに自動車の走行」 に改め、同表重要な

種及び群落の項から主要な人と自然との触れ合いの活動の場の項までの項中 「農道又は林道の存在」 を 「事業の立地及び農道又は林道の存在」 に改め、同表建設工事に伴う副産物の項の次に次のように加える。

二酸化炭素	工事中機械の稼働等	1 調査すべき情報 建設機械、車両等のエネルギー消費効率	1 予測の基本的な手法 建築機械、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間
-------	-----------	---------------------------------	--

別表第2第11号の表産業廃棄物の項及び同別表第12号の表産業廃棄物の項中

「

産業廃棄物	廃棄物の発生		1 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）
-------	--------	--	---

」

を

「

産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響		1 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間
	廃棄物の発生		1 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）

」

に改め、同別表第18号の表粉じん等の項の前に次のように加える。

窒素酸化物	工場等の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>ブルーム式及びパフ式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>工場等の稼働が見込まれる時期</p>
硫黄酸化物	工場等の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集及び当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>ブルーム式及びパフ式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化硫黄に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>工場等の稼働が見込まれる時期</p>

		<p>方法（気象庁が観測した場合に限る。） 又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間</p>	
<p>浮遊粒子状物質</p>	<p>工場等の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握で</p>	<p>1 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工場等の稼働が見込まれる時期</p>

		きる地点 5 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間	
--	--	-----------------------------------	--

別表第2第18号の表水の濁りの項の次に次のように加える。

水の汚れ	工場等の稼働	1 調査すべき情報 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 3 調査地域 工場等の排水を排水する公共用水域 4 調査地点 工場等の排水を排水する地点	1 予測の基本的な手法 原単位法により生物化学的酸素要求量を計算 2 予測地域 工場等の排水を排水する公共用水域 3 予測地点 工場等の排水を排水する地点 4 予測対象時期等 工場等の稼働が見込まれる時期
------	--------	---	---

別表第2第18号の表建設工事に伴う副産物の項の次に次のように加える。

二酸化炭素	建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工場等の稼働	1 調査すべき情報 建設機械、車両及び工場等のエネルギー消費効率	1 予測の基本的な手法 建設機械、車両及び工場等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 2 予測地域 対象事業実施区域及び前号における計算を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間及び工場等の稼働が見込まれる時期
-------	--	-------------------------------------	--

別表第2第26号の表メタンの項の次に次のように加える。

二酸化炭素	建設機械の稼働（陸上埋立て） 建設機械及び作業船の稼働（水面埋立て） 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 埋立て・覆土用機械の稼働（陸上埋立	1 調査すべき情報 建設機械、作業船及び車両等のエネルギー消費効率	1 予測の基本的な手法 建設機械、作業船及び車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 2 予測地域 対象事業実施区域及び前号における計算を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間及び事業活動が定常状態になる時期
-------	---	--------------------------------------	---

て)		
埋立て・覆土 用機械の稼働 (水面埋立 て)		
廃棄物及び覆 土材の運搬に 用いる車両の 運行		
廃棄物及び覆 土材の運搬に 用いる船舶の 運航(水面埋 立て)		

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。